

決 議 文

一、生活必需品の二割及五割の騰貴にも不拘労働賃金を値上  
せざるは不當なりと信する旨今紹介所よりする市内紹介  
に賃銀標準を最低賃金参照賃に値上を要求す

石 決 議 文 八幡失業者一同

八幡市労働紹介所長殿

右要求に對し紹介所長は誠意を以て取次ぐ旨答へたので、一  
同之れを諒とし就職することになつたが、明日より一日賃金  
参照賃支給せざれば働かぬと言明したのである。

三、登録失業者大勢市役所に押掛く

前記協議會の決議に依り失同委員長坂軍誠は、五日午前五時  
労働紹介所並に上水道第二次擴張工事現場に参集したる登録  
失業者に對し、就労條件改善要求を語りたるところ八十餘名

の者之れに賛成し當日の就業を中止することとなり一同は成  
軍に引率されて大勢して市役所に押掛、代表者として成軍職  
外九名が市當局に接衝したのである。

1、水道課長との接衝

上水道第一次擴張工事現場に關する要求

イ、労働時間短縮

八幡市直営の他の工事の労働時間（午前六時半より午後  
四時半迄）と同様にすること（現在午前六時半より午後  
五時迄）

ロ、休憩時間

現在の午前六時半より午後五時迄の間食時三十分の休  
憩を更に午前中一回午後一回各々十五分間宛與ふること  
ハ、最低賃金参照賃以上支給すること